

情報端末利用規程

株式会社エムエムインターナショナル

第1条（目的）

本規程は、社内で情報端末を利用するにあたり、遵守すべき事項や禁止事項をまとめたものである。

利用者が本規程の各条に沿って、情報端末を使用することにより、常にセキュリティ意識をもって業務を遂行し、個人情報の保護や企業情報の漏洩を防止することを目的とする。

第2条（対象者）

本規程は、社内で情報端末を利用する全ての役員（取締役・監査役）顧問および社員（執行役員・正社員・契約社員・嘱託社員・派遣社員・パート・アルバイト）を対象とする。

第3条（定義）

本規程においてパーソナルコンピュータを「パソコン」と呼ぶ。

本規程の「パソコン端末」とは、「当社が購入した全てのデスクトップパソコンとノートパソコン」を指し、「モバイルパソコン端末」とは、社外に持ち出すことの出来る、ノート型パソコンにモバイル通信機器を接続したモバイル型ノートパソコンを指す。

「タブレット端末」とは、iPad、Android、Windows タブレットに代表される、タブレット型端末のことを指す。

これら「パソコン端末」「モバイルパソコン端末」「タブレット端末」を総称し、情報端末とする。

本規程は個人、または当社で契約している「スマートフォン」に対しては、対象外とする。

第4条（情報端末の利用について）

モバイルパソコン端末の利用は原則、会社が利用を認めた者に限定する。但し、業務上緊急を要する場合は、会社の承認により利用出来るものとする。

2. モバイル利用操作ログ監視業務を始めとする、会社からの委託事項に対し、協力しなければならない。
3. モバイル利用者は自己責任の下情報端末の管理を行い、情報保護に対する義務を追うものとする。

第5条（情報端末の返却）

情報端末利用者は以下のいずれかに該当した場合は、速やかに情報端末を会社に連絡し返却しなければならない

- (1) 人事異動により所属が変更になった場合
- (2) 退職・休職またはその他理由により使用中止になった場合
- (3) 社内規程等の違反により、会社が情報端末の利用を取り消した場合

第 6 条（紛失）

情報端末または周辺機器等の紛失が判明した場合、ただちに紛失した状況等を会社に書面（顛末書）にて報告し、その後の対応に関する指示を受けなければならない。

第 7 条（故障）

情報端末または周辺機器の故障が判明した場合、ただちに故障した状況等を会社に報告し、その後の対応に関する指示を受けるものとする。

第 8 条（廃棄・流用）

情報端末および周辺機器を廃棄または流用したい場合は、個人の判断による対応は行わず、会社に連絡し、その後の手続きについての指示を受けるものとする。

第 9 条（パスワード管理）

パスワードについては、第三者が容易に想像し得る設定は行わないようにする。
2. パスワードの管理は各個人が行う。

第 10 条（ウイルス対策関連）

情報端末のウイルス対策ソフトは会社が承認したソフトのみとする。
2. ウイルスに感染したことが判明した場合、ただちに情報端末の接続を解除し、会社に連絡しなければならない。

第 11 条（禁止事項）

会社の承認無しで情報端末、および周辺機器・部品の購入、設置、持込または構造の変更（改逧行為）をしてはならない（これらを総称して「無承認機器」という。）

但し、以下に示す機器類は会社の承認無しで購入、設置可能とする。

- (1) マウス
- (2) キーボード

その他の周辺機器・部品の購入については必ず会社に事前に許可を得ること。

2. 無承認機器が設置されていた場合、会社が回収する。設置されていた無承認機器が個人所有の情報端末、または周辺機器であった場合は、全データの消去を行った上で返却する。

3. 情報端末を業務以外の目的で利用することを禁止する（電子メールやインターネット等を、私用目的で利用してはならない。）
4. 個人で別途契約しているインターネットプロバイダーサービス、電子・Webメール等を使用してはならない。
5. 情報端末に対し、会社の許可無く、新規にアプリケーションを購入・インストールしてはならない。発覚した場合は、会社が削除する。
6. 情報端末に保存されている会社の機密事項を社外に漏らしてはならない。
7. 情報端末に保存されているデータを原則、別の媒体にコピーしてはならない。
但し、業務上必要な場合は所属長の承認を得ることとする（所属長はデータの重要性を考慮した上で承認すること）。
8. 電子メールやインターネット等で、会社及び上司、同僚、部下を誹謗・中傷、不利になるような情報を流してはならない。
9. 故意に、ウイルスに感染したデータを流してはならない。
10. 会社の情報端末以外で、会社の業務を行ってはならない。
11. 会社の許可無く、社内でインターネットプロバイダの加入・ネットワークサービスの利用をしてはならない。

第12条（本規程違反者への処罰）

社員の本規程に違反した行為等が判明した場合、懲戒規程等に基づき懲戒処分の対象とする。

（附則）

- ・本規程の所管部は管理部とする。
- ・本規程は平成27年4月1日より施行する。